資料２

**地方公共団体実行計画（事務事業編）**

**【書き込みノート】**

**令和元年　　月**

* **目次**

[1． 背景 1](#_Toc22560199)

[2． 基本的事項 3](#_Toc22560200)

[（1） 目的 3](#_Toc22560201)

[（2） 対象とする範囲 3](#_Toc22560202)

[（3） 対象とする温室効果ガス 4](#_Toc22560203)

[（4） 基準年度・計画期間 4](#_Toc22560204)

[（5） 上位計画及び関連計画との位置付け 5](#_Toc22560205)

[3． 温室効果ガスの排出状況 6](#_Toc22560206)

[（1） 「温室効果ガス総排出量」の推移（現状） 6](#_Toc22560207)

[（2） 温室効果ガス総排出量の増減要因 7](#_Toc22560208)

[4． 温室効果ガスの排出削減目標 8](#_Toc22560209)

[5． 目標達成に向けた取組 9](#_Toc22560210)

[6． 進捗管理体制と進捗状況の公表 11](#_Toc22560211)

[（1） 推進体制 11](#_Toc22560212)

[（2） 点検・評価・見直し体制 13](#_Toc22560213)

[（3） 進捗状況の公表 14](#_Toc22560214)

空欄

＝自らの団体名を記載しましょう。

　　下線部

＝講義の内容を基に下線部を埋めましょう。

## 背景

近年、気候変動が原因の1つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めています。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を目指すこと等も定められています。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で　　　　％減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

さらに、2019年6月には、パリ協定で策定が求められている、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。その中で、我が国は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとしています。

上記を踏まえ、　　　　　においても、　　　　　　　　　　　　　　　を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

|  |
| --- |
| **＜地球温暖化の防止に向けて推進している取組を下線部分に記入してみましょう。＞**・（例）〇〇施設への太陽光発電設備の設置・（例）公用車の導入際は、低燃費車、低公害車を選択・ |

## 基本的事項

### 目的

　　　　　　地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「　　　　　　事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、　　　　　　が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、　　　　　　の全ての事務・事業とします。

温室効果ガス総排出量を算定する対象施設は、次のとおりとします。

表1　温室効果ガス総排出量の算定対象とする施設

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 施設主管課 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 公共施設等総合管理計画に〇をつけてみましょう。 |
|  |  |

|  |
| --- |
| **＜公共施設等総合管理計画の中で、温室効果ガス排出量を算定する施設を選択してみましょう。合わせて、施設主管課を確認してみましょう。＞****＜算定する対象とするか不明確な施設、主管課が不明な施設は、以下に書きだすか、公共施設等総合管理計画に印をつけて、自団体に戻って確認しましょう。＞** |

### 温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガス

　　　　　　事務事業編で総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、

　　　　　　　　　　とします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜温室効果ガス総排出量の算定対象とするガス種を以下の中から選択して、下線部分に記入してみましょう。＞**

|  |  |
| --- | --- |
| チェック欄 | ガ　ス　種 |
|  | 二酸化炭素（CO2） | エネルギー起源二酸化炭素（CO2） |
|  | 非エネルギー起源二酸化炭素（CO2） |
|  | メタン（CH4） |
|  | 一酸化二窒素（N2O） |
|  | ハイドロフルオロカーボン類（HFCS） |

 |

### 基準年度・計画期間

　基準年度は、　　　　　年度とします。

　　　　　　年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の　　　　　年度と10年後の　　　　　年度に、計画の見直しを行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 年度 |
| 2013 |  |  |  |  |  |  |  | 2030 |
| 期間中の事項 | 基準年度 |  |  |  |  |  |  |  | 目標年度 |
| 計画期間 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

図 1　計画期間のイメージ

|  |
| --- |
| **＜講義を基に、基準年度、計画期間、見直し年度、目標年度を図1に記入してみましょう。（2013年度を基準年度にする場合は、データ収集が可能かどうかを確認しましょう。）＞** |

### 上位計画及び関連計画との位置付け

　　　　　　事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び　　　　　　総合計画に即して策定します。

図 2　　　　　　　事務事業編の位置付け

|  |
| --- |
| **＜自団体の上位計画、関連計画を、図2に記入してみましょう＞** |

## 温室効果ガスの排出状況

### 「温室効果ガス総排出量」の推移（現状）

　　　　　　の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である　　　　年度において、　　　　　　t-CO2となっています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜講義を基に、例題の温室効果ガス総排出量の計算をしてみましょう。＞**（例題）平成28年度の温室効果ガス総排出量を計算しましょう。　　　　　　kg-CO2・電気（電気事業者：〇〇パワー）：100万 kWh　　　　　　kg-CO2・ガソリン：1,000 L　　　　　　kg-CO2・軽油：1,000 L　　　　　　kg-CO2・灯油：100 L　　　　　　kg-CO2・A重油：100 L　　　　　　　　　　　　　　　合計　　　　　　kg-CO2⇒　　　　　　t-CO2なお、排出係数は、以下を使ってください。【電気】〇〇パワー【電気以外】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 排出係数 |
| ガソリン | 2.32 kg-CO2/Ｌ |
| 軽油 | 2.58 kg-CO2/Ｌ |
| 灯油 | 2.49 kg-CO2/Ｌ |
| A重油 | 2.71 kg-CO2/Ｌ |

 |

### 温室効果ガス総排出量の増減要因

　　　　　　の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

　①　増加要因

　②　減少要因

*

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **＜講義を基に、考えられる増加要因と減少要因を上記に記入してみましょう。＞****（例）平成27年度と平成28年度の排出係数の違いを見てみましょう。****例えば、四国電力株式会社では、平成27（2015）年は0.651kg-CO2/kWh、平成28（2016）年は0.510kg-CO2/kWhとなっています。****電気100万kWhを使用した場合****平成27（2015）年は、651,000kg-CO2の排出****平成28（2016）年は、510,000kg-CO2の排出****排出係数の違いで、141ｔ-CO2の違いがでます。****（例）気温の変化****高知**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 平成27（2015）年 | 7.2 | 7.3 | 11.2 | 17.2 | 20.7 | 22.3 | 26.2 | 27.6 | 23.9 | 19.1 | 16.2 | 10.9 |
| 平成28（2016）年 | 7.1 | 8.3 | 12.0 | 17.4 | 20.8 | 23.4 | 27.5 | 28.7 | 25.8 | 21.9 | 14.7 | 9.9 |
| 平成29（2017）年 | 7.1 | 7.5 | 10.2 | 16.3 | 20.4 | 22.9 | 27.8 | 28.9 | 24.2 | 19.6 | 12.9 | 6.8 |

資料：気象庁HP「過去の気象データ検索」より作成 |

## 温室効果ガスの総排出量の削減目標

地球温暖化対策計画等を踏まえて、　　　　　　の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で40％削減することを目標とします。

表2　温室効果ガスの総排出量の削減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準年度（2013年度） | 目標年度（2030年度） |
| 温室効果ガス総排出量 | 　　　　　　　　t-CO2 | 　　　　　　　　t-CO2 |
| 削減率 | － | 40％ |

|  |
| --- |
| **＜先ほど算定した講義の例で、2030年度に40％削減する場合の目標値を記入してみましょう。＞** |

## 目標達成に向けた取組

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

|  |
| --- |
| ＜自団体ではどのような取組が行えるか、以下の例にチェックを入れてみましょう＞**①　施設設備等の運用改善**　現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。□ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。□自動販売機の照明は消灯します。□空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。**②　施設設備等の更新**　新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。□高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。□街路灯・防犯灯のLED化を進めます。□雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。**③　グリーン購入・グリーン契約等の推進**　「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。□○○町グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。□「○○町電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、□温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。□用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。**④　再生可能エネルギーの導入**　太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。□全ての小中学校に太陽光発電を導入します。□老人福祉施設に○○町の地域資源である木質バイオマスエネルギーを活用した□給湯設備を導入します。**⑤　職員の日常の取組**　職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。□地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。□不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。□空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。□移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、□できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。 |

## 進捗管理体制と進捗状況の公表

### 推進体制

　　　　　事務事業編を推進するために、市長　町長　村長を委員長とする「　　　　　　地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

①　　　　　　地球温暖化対策庁内委員会

市長　町長　村長を委員長、副市長　副町長　副村長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。　　　　　　事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

②　　　　　　地球温暖化対策庁内委員会事務局

　　　　課長を事務局長とし、　　　　課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③　地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

|  |
| --- |
| **＜波下線の中で適切な言葉に〇をつけましょう。また、下線部に事務局となる課を記入しましょう。＞** |

**管理**

**推進**

**実施**

図 3　　　　　　　事務事業編の推進体制

|  |
| --- |
| **＜講義を基に、自団体でどのような体制を、上記に記入してみましょう。＞****＜講義を基に、矢印を上記に記入してみましょう。＞** |

### 点検・評価・見直し体制

　　　　　　事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、　　　　　　事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

①　毎年のPDCA

　　　　　　事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

②　見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（　　　　年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、　　　　年度に　　　　　　事務事業編の改定を行います。

計画（Plan）

・取組方針・目標の決定

・各課・施設に実行指示

実行（Do）

・各課・各施設での取組推進

・研修等の実施

評価（Check）

・「温室効果ガス総排出量」算定

・活動実績等の報告・評価

改善（Act）

・結果の公表

・次年度の取組方針見直し

図 4　毎年のPDCAイメージ

表3　年間スケジュール

①新任研修の実施

**②**連絡会・説明会の

　開催

**③**各種研修の実施

**④**前年度実績、エネル

　ギー消費量などの

　集計

**⑤**管理者会議などの

　開催

**⑥**内部・外部監査の

　実施

**⑦**上半期実績の全庁

　取りまとめ

**⑧**内部・外部監査結果

　の取りまとめ・報告

**⑨**「温室効果ガス総排

　出量」を含む計画の

　実施状況の公表

**⑩**管理者会議などの

　開催

**⑪**首長による見直し（必要に応じて）

**A**各種説明会、研修

　などへの参加

**B**前年度取組、エネ

　ルギー消費量の

　取りまとめ、見直し

**C**当年度目標設定・

　報告

**D**所属職員への周知

**E**各種研修への参加

**F**内部・外部監査の

　対応

**G**上半期実績の取りま

　とめ、評価、報告

**H**年度の取組、目標達

　成状況の振返り、

　評価

**I**引継ぎの実施（担当

　者変更の場合など）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月 | 事務局 | 各実行部門 |
| 4月 |  |  |
| 5月 |  |  |
| 6月 |  |  |
| 7月 |  |  |
| 8月 |  |  |
| 9月 |  |  |
| 10月 |  |  |
| 11月 |  |  |
| 12月 |  |  |
| 1月 |  |  |
| 2月 |  |  |
| 3月 |  |  |

|  |
| --- |
| **＜講義を基に、自団体のスケジュールを作ってみましょう。上図の左右に書いている項目から、実施する月に線を引いてみましょう。＞** |

### 進捗状況の公表

　　　　　　事務事業編の進捗状況は、　　　　　　の　　　　　　　　　　　　　等で毎年公表します。

|  |
| --- |
| **＜講義を基に、公表の方法を記入してみましょう。＞** |